

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和3年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 97,833千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 908,620千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
社会福祉	老人福祉	58,910	0	10,029	48,881	40,000
	障害者福祉	273,910	120,727	68,798	84,385	56,408
	児童福祉	575,800	336,252	131,163	108,385	1,425
合 計		908,620	456,979	209,990	241,651	97,833